

# I Cカード乗車券取扱規則に関する特約

## 第1章 総 則

|     |          |   |
|-----|----------|---|
| 第1条 | 目的       | 1 |
| 第2条 | 適用範囲     | 1 |
| 第3条 | 特約の変更    | 1 |
| 第4条 | 用語の意義    | 2 |
| 第5条 | 契約の成立    | 2 |
| 第6条 | 使用方法     | 2 |
| 第7条 | 個人情報の取扱い | 3 |
| 第8条 | 制限または停止等 | 3 |

## 第2章 発 売

|        |                     |   |
|--------|---------------------|---|
| 第9条    | モバイル I C 定期乗車券等の発売  | 4 |
| 第10条   | 携帯情報端末への発行替え        | 5 |
| 第10条の2 | 特定携帯情報端末への発行替え      | 5 |
| 第11条   | モバイル I C 定期乗車券の区間変更 | 6 |
| 第12条   | チャージ                | 6 |
| 第13条   | S F 残額等の確認          | 6 |

## 第3章 効 力

|      |                      |   |
|------|----------------------|---|
| 第14条 | 無効となる場合              | 7 |
| 第15条 | 不正使用に対する旅客運賃・増運賃の収受  | 7 |
| 第16条 | 紛失、故障、機種変更に伴う再発行     | 7 |
| 第17条 | 免責事項                 | 8 |
| 第18条 | 払いもどし                | 8 |
| 第19条 | モバイル I C 定期乗車券の払いもどし | 8 |

## 第4章 I Cカードの相互利用

|      |                                    |    |
|------|------------------------------------|----|
| 第20条 | モバイル I C 乗車券の相互利用                  | 9  |
| 第21条 | モバイル I C 乗車券の相互利用において取扱わない業務       | 9  |
| 第22条 | 相互利用におけるモバイル I C 乗車券発行事業者規則に基づく取扱い | 10 |

## I Cカード乗車券取扱規則に関する特約

## 第1章 総 則

## (目的)

第 1 条 この特約は、京成電鉄株式会社（以下「当社」という）が、「京成電 鉄株式会社 I Cカード乗車券取扱規則」のサービス内容とその使用条件のうち、株式会社パスモが定める P A S M O 取扱規則に関する特約に基づく携帯情報端末（以下、「携帯情報端末」という。）に発行された P A S M O（以下、株式会社パスモが当該携帯情報端末に発行する P A S M O を「モバイル P A S M O」という。以下、この規則において同じ。）および特定携帯情報端末（以下、「特定携帯情報端末」という。）に発行された P A S M O（以下、同社が当該特定携帯情報端末 に発行する P A S M O を「Apple Pay の P A S M O」という。以下、この規則において同じ。）による、旅客の運送等に供することができる第 4 条第 3 号に定める携帯情報端末等を媒体とする乗車券等（以下、「モバイル I C 乗車券」という。） について、その使用条件を定めることを目的とする。

## (適用範囲)

- 第 2 条 この特約は、京成電鉄株式会社 I Cカード乗車券取扱規則（以下、「I C規則」という。）に対する特約とし、I C規則と異なる取扱いについてはこの特約が適用される。
- 2 モバイル I C 乗車券の使用について、この特約に定めのない事項については、I C規則、株式会社パスモの定める P A S M O 取扱規則、同 P A S M O 取扱規則に関する特約、同 P A S M O 電子マネー取扱規則、同オートチャージサービス取扱規則、同モバイル P A S M O 及び Apple Pay の P A S M O 会員規約（以下、「会員規約」という。）の定めるところによる。ただし、モバイル I C 乗車券の特性上、適用可能な規定に限るものとする。
  - 3 旅客がモバイル I C 乗車券により当社線を利用する場合は、I C規則に定める I Cカード乗車券として取扱う。
  - 4 モバイル I C 乗車券については、I C規則第 4 条、第 1 0 条第 1 項第 1 号、第 1 1 条、第 1 4 条第 1 項ただし書き、第 1 8 条、ならびに第 1 9 条第 2 項から第 2 7 条の規定は適用しない。
  - 5 前各項にかかわらず、モバイル I C 乗車券に対しては、I C 企画乗車券に関する規定は適用しない。

## (特約の変更)

第 3 条 当社がこの特約を変更する場合、旅客に対し事前に当社ホームページ等によ

る掲載等をおこない、特約変更後においてもモバイルIC乗車券を使用したことを以って、旅客が変更内容に合意したものとする。

2 変更後については、変更後の内容のみ有効とする。

(用語の意義)

第 4 条 この特約における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「モバイルICSF乗車券」とは、SFにより旅客の運送等に供するモバイルIC乗車券をいう。
- (2) 「モバイルIC定期乗車券」とは、定期乗車券の機能を付加したモバイルIC乗車券をいう。
- (3) 「携帯情報端末等」とは、携帯情報端末および特定携帯情報端末の総称をいう。
- (4) 「PASMOカード」とは、株式会社パスモが発行するPASMOのうち、カード型情報記録媒体をいう。
- (5) 「サポートセンター」とは、会員規約に定める会員を対象に株式会社パスモが開設するモバイルPASMOおよびApple PayのPASMOのコールセンターをいう。

2 この特約に定めのない用語の意義については、IC規則、PASMO取扱規則に関する特約等、その他の関連する規則等の定めるところによるものとする。

(契約の成立)

第 5 条 モバイルIC乗車券による旅客運送の契約は、駅において乗車の際に改札機等による改札を受けたときに旅客と当社の間において成立する。

2 前項の規定にかかわらず、会員規約の定めるところにより会員となった旅客が、モバイルIC乗車券に旅客営業規則に定める定期乗車券を購入する場合には、旅客自らが当該定期乗車券の購入操作を行い、モバイルIC乗車券に購入処理が完了したときを以って、旅客と当社の間において旅客運送契約が成立する。

3 前項の規定の他、旅客はPASMO取扱規則に関する特約の定めるところにより、定期乗車券の情報が付加されたPASMOカード内の情報を携帯情報端末等に移動させ発行替えを行ったときは、その発行替えを行ったときを以って、旅客と当社の間における当該定期乗車券にかかわる旅客運送契約について、本特約が適用されるものとする。

4 前各項の規定により、契約の成立したとき以降における取扱いは、別段の定めをしない限り、その契約の成立したときの定めによるものとする。

(使用方法)

第 6 条 IC規則第5条第2項の規定にかかわらず、モバイルIC乗車券は処理が可能な精算機等によってのみ精算することができる。

- 2 入場処理がされていないモバイルI C乗車券のS Fは、当該モバイルI C乗車券の処理が可能な精算機等によって、他の乗車券（自動改札機等による改札を受けたモバイルI C乗車券を含む。）にかかわる精算を行う場合の精算に相当する額に充当することができる。
- 3 携帯情報端末等の故障、電池切れ等により、モバイルI C乗車券が使用できなくなった場合は、当該乗車区間に対する普通旅客運賃を現金等により収受する。

（個人情報の取扱い）

第 7 条 モバイルI C S F乗車券にかかわる個人情報の取扱いは、会員規約等の定めるところによる。ただし、モバイルI C定期乗車券等の定期乗車券機能等に関し当社が取得した個人情報は、次の各号の目的のために利用することがある。

- (1) モバイルI C定期乗車券等にかかわる申込内容の確認
  - (2) モバイルI C定期乗車券等の使用等にかかわる連絡
  - (3) 定期乗車券機能等の発売事業者の規則等に基づく、当該モバイルI C定期乗車券にかかわるサービスの実施、改善およびご利用状況の分析
- 2 旅客がモバイルI C定期乗車券を当社以外のI C取扱事業者で使用等する場合、当該事業者からの照会に応じ、前項各号の範囲内で知らせることがある。
  - 3 旅客が、株式会社パスモが定めるアプリケーションソフトを用いてモバイルI C定期乗車券を発行する場合、当該アプリケーションソフトの開発会社およびその関係会社（併せて、以下「開発会社等」という）に対し、モバイルI C定期乗車券に係る発行会社・区間名・乗車駅名称・降車駅名称・券種・期間・使用開始日・使用終了日・運賃・継続・経由・発行日および券番号の個人情報を株式会社パスモが定める会員規約第8条第1項（利用目的）コ.（次に掲げる第三者提供）④の関連として当該規約に定める開発会社等における利用目的のため、その他これらと関連性を有する目的のために、旅客が提供しようとする場合には、当社は旅客に代わって、当該開発会社等に当該個人情報を提供するものとし、旅客は同意するものとする。
  - 4 前項による開発会社等への個人情報の提供について、当社は株式会社パスモへ委託するものとする。

（制限または停止等）

第 8 条 I C規則第10条第1項第2号に定めるほか、P A S M O取扱規則に関する特約の定めるところにより、当社が必要と認めたときは、モバイルI C乗車券の使用を一時停止、制限、中断または終了することがある。

- 2 前項による制限等を行ったことにより生じた損害について、当社はその責を一切負わない。

## 第2章 発 売

(モバイルIC定期乗車券等の発売)

第 9 条 旅客が携帯情報端末等に定期乗車券の購入を希望する場合は、株式会社パسمオが定める所定の操作を旅客自らがを行い、定期乗車券の購入に必要な事項等を入力の上旅客営業規則に定める定期乗車券を発売する。なお、会員規約の定めによる会員登録、および定期旅客運賃の決済に使用するクレジットカードの登録を行っていない場合には、必要な登録の完了後に限り発売する。

2 モバイルPASMOおよびApple PayのPASMOに通学定期乗車券の購入を希望する場合で、次の各号に該当するときは、当該通学定期乗車券の有効期間の開始日の2日前までに、サポートセンターに対して定期乗車券購入申込書のほか、通学証明書または通学定期乗車券購入兼用証明書（以下「証明書類等」という。）を電子ファイルの送信により提出する（以下、本手続きを「所定の申し込み」を行うという。）ものとする。

(1) 新規購入する場合

(2) 4月1日以降に有効開始となるものを新年度の初回に購入する場合

(3) 有効期間が4月30日を超えて購入する場合

(4) 通学定期乗車券の有効区間、もしくは経路を変更して購入する場合

3 前項による所定の申し込みを行ったにもかかわらず、サポートセンターにおいて証明書類等の記載事項が画像不鮮明等により確認できない場合には、再度所定の申し込みを行わなければならない。

4 第2項にかかわらず、定期乗車券購入申込書、証明書類等の提出については、郵送に替えることもできるものとする。この場合、所定の申し込みを行ったものとみなすものとする。

5 第1項により購入したモバイルIC定期乗車券の有効期間、有効区間、経由、ならびに発売額等、当該モバイルIC定期乗車券の券面表示事項に該当するものは、モバイルPASMO及びApple PayのPASMOの画面及び会員メニューにより確認することができる。

6 クレジットカードによる決済処理は、第5条第2項に定める旅客運送契約の成立時点を以って行われる。

7 第1項および第2項による発売は、当社の駅を発駅とし、経路ならびに着駅が別に定めるIC鉄道事業者のICカード乗車券取扱区間内である場合に限る。ただし、実習用通学定期乗車券の発売はしない。

8 モバイルIC定期乗車券の定期乗車券機能が有効期間開始日前、または有効期間中で

あるときに同一の携帯情報端末等に別の定期乗車券情報を購入することはできない。ただし、当該定期乗車券を同一区間、経路にて継続購入する場合を除く。

- 9 モバイルI C定期乗車券等の発売は5時から23時45分までとする。
- 10 第1項にかかわらず、モバイルPASMOおよびApple PayのPASMOに通学定期乗車券の購入を希望する場合は、保護者等のクレジットカードを定期旅客運賃の決済に使用することができる。このとき、決済に使用するクレジットカードに関する情報は、クレジットカードの名義人が入力するものとする。

(携帯情報端末への発行替え)

第10条 PASMOカードから携帯情報端末への発行替えを行うときは、PASMO取扱規則に関する特約の定めるところにより取扱う。このとき、発行替え後のPASMOカードの取扱いは、PASMO取扱規則に関する特約の定めによる。

- 2 前項による発行替えは、次の各号のいずれかに該当する場合は取扱うことができない。
- (1) 無記名PASMO
  - (2) I Cバス事業者が発売する持参人式I C定期乗車券が付加された無記名PASMO
  - (3) 定期乗車券の機能を、別に定めるI C鉄道事業者以外で付加したI C定期乗車券
  - (4) 小児用PASMOおよび一体型PASMO
  - (5) 企画乗車券等の機能を付加したPASMO
  - (6) I C規則第5条第1項の定めにより自動改札機等による改札を受けて駅に入場後、出場処理が完了していないI Cカード乗車券
  - (7) その他、当社が特に認めたもの
- 3 PASMO取扱規則に関する特約の定めにより、携帯情報端末内の情報をPASMOカードへ移し替えることはできない。

(特定携帯情報端末への発行替え)

第10条の2 PASMOカードから特定携帯情報端末への発行替えを行うときは、PASMO取扱規則に関する特約の定めるところにより取扱う。このとき、発行替え後のPASMOカードの取扱いは、PASMO取扱規則に関する特約の定めによる。

- 2 前項による発行替えは、次の各号のいずれかに該当する場合は取扱うことができない。
- (1) I Cバス事業者の持参人I C定期乗車券が付加された無記名PASMO
  - (2) 定期乗車券の機能を、別に定めるI C鉄道事業者以外で付加したI C定期乗車券
  - (3) 小児用PASMOおよび一体型PASMO
  - (4) 企画乗車券等の機能を付加したPASMO
  - (5) 有効なバスI C一日乗車券の機能が付加されたPASMO
  - (6) I C規則第5条第1項の定めにより自動改札機等による改札を受けて入場後、出場処理が完了していないI Cカード乗車券
  - (7) その他、当社が特に認めたもの
- 3 PASMO取扱規則に関する特約の定めにより、特定携帯情報端末内の情報をPASMOカードへ移し替えることはできない。

(モバイルIC定期乗車券の区間変更)

- 第 11条 モバイルIC定期乗車券の区間変更を希望する場合は、株式会社パスモが定める所定の操作を旅客自らがいき、不要となった定期乗車券の払いもどし、および新たな定期乗車券の購入を同時に請求した場合に限り取扱う。
- 2 前項にかかわらず、新たに購入を希望する定期乗車券が、発駅が当社の駅以外の駅へ変更となる場合、取扱区間がモバイルIC定期乗車券を発売するIC鉄道事業者以外の路線区間に限定される場合、またはICカード乗車券の取扱区間外を含む場合等は、取扱うことができない。
- 3 PASMО取扱規則に関する特約の定めるところにより、定期乗車券の情報を付加したPASMОカードの情報を特定携帯情報端末に発行替えを行った後、当該モバイルIC定期乗車券の区間変更を行う場合には、会員規約の定めによる会員登録を行った場合に限り取扱う。
- 4 第1項により区間変更を行おうとするときで、定期旅客運賃の決済に使用するクレジットカードの登録が完了していない場合には、クレジットカードの登録後に限り取扱うものとする。ただし、第9条第10項の定めにより決済する場合は、この限りではない。
- 5 前各項の取扱いは5時から23時45分までとする。

(チャージ)

- 第 12条 モバイルIC乗車券は、PASMО取扱規則に関する特約の定めるところによるほか、IC規則第12条の定めによりチャージすることができる。

(SF残額等の確認)

- 第 13条 モバイルIC乗車券のSF残額およびSF残額履歴は、PASMО取扱規則に関する特約の定めるところによるほか、IC規則第13条の定めにより確認することができる。
- 2 前項にかかわらず、次の各号に定める場合には、表示または印字による確認はできないものとする。
- (1) 出場処理がされていないSF残額履歴
  - (2) 所定の機器による処理が完全に行われなかったときのSF残額履歴
  - (3) モバイルIC乗車券を処理する機器における、第17条の規定によりモバイルIC乗車券を再発行等したときの再発行等以前のSF残額履歴
- 3 当社においては、PASMО取扱規則に関する特約の定めにかかわらず、モバイルIC乗車券の処理が可能な機器において、第1項に定めるSF残額およびSF残額履歴のほか、最近のSF残額履歴から100件までさかのぼって確認することができる。また、この場合には、前項第3号のSF残額履歴も確認することができる。ただし、次の各号に定める場合は表示または印字による確認はできない。

- (1) 出場処理がされていないS F 残額履歴
- (2) 所定の機器による処理が完全に行われなかったときのS F 残額履歴
- (3) 26週間を経過したS F 残額履歴

### 第3章 効 力

(無効となる場合)

第 14条 モバイルI C乗車券は次の各号に該当する場合は、無効とする。この場合、無効となったモバイルI C乗車券の取扱いは、I Cカード乗車券取扱規則等の定めによる。

- (1) 旅行開始後のモバイルI C乗車券を他人から譲り受けて使用した場合
  - (2) 係員の承諾なく改札機等による改札を受けずに入出場した場合、またはモバイルI C定期乗車券の有効区間外の区間を乗車し、係員の承諾を受けずに出場した場合
  - (3) 記名人の情報が登録されたモバイルI C乗車券を当該記名人以外の者が使用した場合
  - (4) 当社の旅客営業規則に定める乗車券が無効となる事項に該当する場合
  - (5) 偽造、変造または不正に作成されたモバイルI C乗車券もしくはS Fを使用した場合
  - (6) 旅客の故意または重大な過失によりモバイルI C乗車券が障害状態となったと認められる場合
  - (7) その他不正乗車の手段として使用した場合
- 2 モバイルI C乗車券に対し、偽造、変造または不正な操作を行い、それを使用した場合は、前項の規定を準用する。

(不正使用に対する旅客運賃・増運賃の收受)

第 15条 前条第1項各号のいずれかに該当した場合、旅客営業規則の定めにより普通旅客運賃・増運賃をあわせ收受する。

(紛失、故障、機種変更に伴う再発行)

第 16条 携帯情報端末等を紛失、故障、機種変更した場合は、P A S M O取扱規則に関する特約の定めるところにより、再発行等の取扱いを行う。

- 2 前項に定める紛失または故障によりモバイルI C定期乗車券の再発行を行う場合には、その定期乗車券情報に限り、再発行登録の完了後ただちに再発行を行うことができる。
- 3 第1項に定める機種変更によりモバイルI C定期乗車券の再発行を行う場合には、そ



のモバイルIC乗車券にかかわる情報含め、再発行登録完了後ただちに再発行を行うことができる。

(免責事項)

- 第 17条 携帯電話網等の通信障害等により、チャージ、購入または払いもどし等が取り扱えない場合に生じた損害については、当社はその責めを負わない。
- 2 携帯情報端末等を動作させるために必要なアプリケーションの故障等により、チャージ、購入または払いもどし等が取り扱えない場合に生じた損害については、当社はその責めを負わない。
- 3 モバイルPASMOまたはApple PayのPASMOを使用するためのソフトウェアおよびアプリケーションの更新等により、モバイルIC乗車券のサービスが使用できなくなった場合に生じた損害、その他いかなる不利益についても当社はその責めを負わない。
- 4 第10条に定める発行替えおよび第16条に定める紛失、故障、機種変更に伴うモバイルIC乗車券の再発行、その他コンピュータシステム処理等により、PASMO ID番号が変更されたことによる旅客の損害等については、当社はその責めを負わない。

(払いもどし)

- 第 18条 モバイルICSF乗車券が不要となった場合は、PASMO取扱規則に関する特約の定めにより払いもどしを行う。

(モバイルIC定期乗車券の払いもどし)

- 第 19条 携帯情報端末等に付加された定期乗車券の機能が不要となった場合は、PASMO取扱規則に関する特約に定めるモバイルPASMOアプリ、PASMOアプリケーション、会員メニューの操作、またはサポートセンターのいずれかによる所定の手続きにより払いもどしを行う。このときの払いもどし額は、旅客営業規則の定めるところによる。
- 2 前項による払いもどしは、購入時に使用したクレジットカードの銀行口座等に送金することにより返金するものとする。この場合、送金期日については、クレジットカード発行会社が指定した日とする。なお、クレジットカードを通じた送金により返金することができない場合は、旅客が指定した日本国内の金融機関の旅客名義の銀行口座等に返金を行うことがある。
- 3 第10条の2により発行替えを行ったモバイルIC定期乗車券の、定期乗車券の機能が不要となった場合は、会員規約の定めによる会員登録を行った場合に限り第1項に基づいて取扱う。ただし、当該払いもどしによる返金は、旅客が指定した日本国内の金融機関の旅客名義の銀行口座等に行うものとする。

- 4 前各項により、モバイルPASMOアプリ、PASMOアプリケーション、会員メニューから、会員自らが携帯情報端末等に付加された定期乗車券機能の払いもどし操作を行う場合、株式会社パスモのシステムにおいて当該処理が完了したときに、払いもどしが請求されたものとする。また、サポートセンターによる払いもどし手続きを請求する場合は、旅客に代わってサポートセンター係員が払いもどしのための操作を行い、株式会社パスモのシステムにおいて当該処理が完了したときに、払いもどしが請求されたものとする。ただし、旅客はサービス提供時間内にいずれかの払いもどし操作を行うものとする。
- 5 当社は、払いもどしを請求した旅客の会員情報（旅客が指定した日本国内の金融機関の旅客名義の銀行口座等に返金を行う場合にあつては、その口座情報）が、正しく登録されている場合に限り払いもどしを行う。
- 6 前各項にかかわらず、モバイルIC乗車券により旅行を開始した場合、その旅行が終了するまで払いもどしを請求することはできない。
- 7 前各項の取扱いは5時から23時45分までとする。ただし、サポートセンターによる取扱いは9時から18時までとする。

#### 第4章 ICカードの相互利用

（モバイルIC乗車券の相互利用）

- 第20条 株式会社パスモが相互利用を行う東日本旅客鉄道株式会社が発行する「モバイルSuica」については、第4条第1項第3号に定めるモバイルIC乗車券として取扱うこととし、本特約を準用する。
- 2 前項に定めるモバイルIC乗車券において、この特約に定めのない事項については、IC規則、株式会社パスモの定める規則、および東日本旅客鉄道株式会社の規則の定めるところによる。

（モバイルIC乗車券の相互利用において取扱わない業務）

- 第21条 前条にかかわらず、モバイルSuicaにおいては次の各号に定める取扱いは行わない。
- (1) 第9条（モバイルIC乗車券の発行）
  - (2) 第10条（定期乗車券の発売）
  - (3) 第11条（定期乗車券の区間変更）
  - (4) 第13条第3項（SF残額の確認）
  - (5) 第19条（定期乗車券の払いもどし）

(相互利用におけるモバイルI C乗車券発行事業者規則に基づく取扱い)

第 22条 以下の取扱いについては東日本旅客鉄道株式会社の定めるところにより取扱う。

- (1) 第7条に定める個人情報の取扱い
- (2) 第14条により無効となったモバイルI C乗車券の取扱い